

市立幼稚園保育料（月額9,000円）

減免の対象となる世帯	減免額		減免後月額	国基準額改正
市町村民税非課税世帯 市町村民税所得割非課税世帯	保育料月額に減免期間の月数を乗じた額の全額		0円	3,000円 (第2子以降0円)
年収360万円未満相当世帯 で生計を一にする第2子以降 の幼児が就園している世帯	第1子	減免なし	9,000円	16,100円→14,100円
	第2子	保育料月額に減免期間 の月数を乗じた額の半 額	4,500円	8,050円→7,050円
	第3子 以 降	保育料月額に減免期間 の月数を乗じた額の全 額	0円	0円
ひとり親世帯等で年収360 万円未満相当世帯のうち、生 計を一にする幼児が就園して いる世帯	第1子	保育料月額に減免期間 の月数を乗じた額の半 額→3分の2	4,500円→3,000円	7,550円→3,000円
	第2子 以 降	保育料月額に減免期間 の月数を乗じた額の全 額	0円	0円

※赤字部分が改正部分